

市立小学校における不適切な経理事務について

1 概要

横浜市立下郷小学校（戸塚区戸塚町 2447-2）において、当該校長が複数の補助金・会計等において不適切な経理事務を行っていたことが判明しました。

2 当該教職員

校長（令和2年度から在籍）（50歳台 男性）

3 不適切な経理事務の内容

内容	概要
(1) 下郷地区推進委員会に対する「幼保小連携推進地区事業補助金」の不適切な経理処理 (※1)	<p>①当該校長は、「幼保小連携推進地区事業補助金」の大半が未執行であったが、当該補助金を所管することも青少年局に対し、各年度内に全額支出したものと事実と異なる実績報告書及び事業決算書を作成し報告していました。</p> <p>②補助金は現金化し年度を越えて校内で保持していました。令和5年度に入ってから過年度に作成した事業報告書等と辻褃を合わせるため、物品購入手続きを行っていました。</p> <p>③不適切に執行した補助金（計約38万円）は所管より返還請求があり、令和6年2月に当該校長から返還されています。 (令和3年度分：20万円、令和4年度分：約18万円)</p>
(2) 下郷小学校地域学校協働本部に対する委託金の不適切な経理処理 (※2)	<p>①学校教職員が「地域学校協働本部」の経理事務に従事できないルールとなっているところ、当該校長は、委託契約手続き等の経理事務を自ら行い、自身でPTA会長の名義を使い委託契約を行っていました。</p> <p>②令和4年度に教育委員会事務局から「地域学校協働本部」に委託された委託経費が、全額未履行であったにもかかわらず、教育委員会事務局には全額支出したものと事実と異なる精算報告書を作成し報告していました。</p> <p>③令和4年度の委託金は現金化し年度を越えて校内で保持していました。令和6年1月に不適切な処理が判明しないよう自ら物品を購入し、令和4年度内に執行したかのように経理関係書類を作成していました。その際、領収書の日付を改ざんしました。</p> <p>④不適切に執行した委託金（13万円）は所管より今後返還請求を行い、当該校長から返還される予定です。 (「地域学校協働活動事業委託金(※2)」令和4年度分・令和5年度分：各13万円、「放課後学び場事業委託金(※2)」令和5年度分：14万円)</p>
(3) PTA活動協力費の不適切な経理処理 (※3)	<p>①当該校長は、「PTA活動協力費」についてPTA役員による監査を受けず、金銭出納簿の検査印に手持ちの会長名印を押印していました。</p> <p>②現金化していた令和4年度分の残額について、年度を越えても戻入せず、所在不明となっていました。令和6年2月下旬に校内で発見したと報告がありました。 (令和4年度分：約15万3千円)</p> <p>③「PTA活動協力費」と教職員の親睦会費を二重に計上したほか、残金を行先不明金として校内で現金で保持していました。(令和4年度分：2件計約5千円)</p> <p>④PTA会計への戻入金（計約15万8千円）は今後所定の手続きを経て、戻入されます。</p>
(4) 下郷基金の不適切な経理処理 (※4)	<p>①修学旅行下見のための自身の出張に係る交通費について、当該校長は、公費で請求しながら、「下郷基金」にも計上し、二重に支払いを受けていました。(令和3年度分：約1万4千円)</p> <p>②当該校長は、校外学習の費用の一時的な立替払用に現金を用意し、その後、戻入せず、所在不明となっていました。令和6年2月下旬に校内で発見し口座に入金したと報告がありました。(令和3年度分：約1万5千円)</p> <p>③当該金①は（約1万4千円）は今後所定の手続きを経て、戻入されます。</p>

<p>(5) 前渡金の他用途への一時的持ち出し (※5)</p>	<p>①当該校長は、校長室の金庫に現金で保管されていた「前渡金」について、私的な支払いの立替用に2回（令和5年度分：5万円、8千円）、他の会計の立替払用に1回（令和5年度分：2千円）一時的に持ち出していました。</p>
--------------------------------------	---

#### 4 判明の経緯

##### (1) 令和5年10月

「幼保小連携推進地区事業補助金」の所管課（こども青少年局保育・教育支援課）の監査により、令和3年度分及び令和4年度分の補助金について、事実と異なる実績報告及び事業決算書が提出されていたことが判明しました。

##### (2) 令和5年10月～令和6年2月

南部学校教育事務所が下郷小学校における当該補助金の経理事務の調査を実施し、合わせて、その他の会計等の取扱いについても調査したところ、上記3(2)～(5)の不適切な処理がされていたことが判明しました。

なお、この間一連の調査を行うなか、当該校長は令和6年1月末時点で未調査であった「地域学校協働本部」の委託金に関し、不適切な処理が判明することを隠すため上記3(2)③の行為を行いました。

#### 5 原因

(1) 当該校長は令和3年度以降、これまで副校長が担っていた上記補助金・会計等の処理体制を変更し、校長一人で行う体制となった結果、校内で相互チェック体制が機能しない状態となっており、他の教職員が当該校長の行動を詳細には把握できない状態となっていました。

(2) 当該校長は経理処理に関するルールの認識が著しく甘く、自身の思い込みや都合の良い解釈で処理を進めていました。そのため、以下の不適切な取扱いを常態化させていました。

- ア 都度、作成しなければならない会計書類を、事後にまとめて作成
- イ 口座により管理せず、現金で校長室内で保管
- ウ 私金による立替や複数の会計を混在させて現金を出し入れ

#### 6 再発防止策

##### (1) 当該校における取組

ア 毎月、各種会計書類と通帳を複数人で確認し、不適切な事務処理を未然に防止します。なお、現在、会計処理は複数による処理体制に戻されています。

##### (2) 教育委員会事務局における取組

ア 地域から受領する祝金や「PTA活動協力費」について、市内の全校で調査を行い、各校における実態（受領の有無や使途、経理処理の体制等）を把握した上で、経理事務に関する取扱マニュアルを見直します。

イ 学校管理職に対する研修を実施し、改めて適正な経理事務の遂行に向けて周知徹底します。

ウ 教育委員会事務局が各校に対して行う経理調査で、公金以外の会計をより重点的に点検し、不適切な経理事務を未然に防止します。

#### 7 その他

(1) 当該校長の処分については、今後、検討します。

(2) 今回の一連の不適切な経理処理に基づく事案について、現在、所管警察署に相談中です。

#### 8 南部学校教育事務所長のコメント

横浜市立学校における不適切な経理事務が繰り返し発生したことを受け、これまでも教育委員会事務局を挙げて再発防止に向けた取組を進めている中で、このような案件が生じたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

今後はこのようなことがないよう、さらなる再発防止の検討・実施に取り組んでまいります。

お問合せ先

教育委員会事務局南部学校教育事務所教育総務課長 小田 繁治 Tel 045-843-6386

(別紙) 不適切な経理処理が行われた補助金・会計等について

※1 幼保小連携推進地区事業補助金

各地区の小学校と幼稚園等が、協働で連携や接続の推進に取り組み、幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実を目指すために構成された推進委員会の活動に対して、こども青少年局より3年度に渡り、各年度20万円の補助金が交付される補助金。通常、小学校校長が委員長となり、当該学校において管理される。

※2 ・地域学校協働本部

従来地域と学校の連携体制を基盤として、より多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。

・地域学校協働活動事業委託金

学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図ることを目的に、地域住民や保護者等で構成する地域学校協働本部に活動経費を支援するもの。

・放課後学び場事業委託金

子どもたちの学習環境の確立、基礎学力の支援を図り、子どもたちの自己肯定感などを育むことを目的に、地域住民等の協力による放課後等の学習支援活動を実施するための活動費を支援するもの。

※3 P T A活動協力費

P T A会計のうち、実質的に学校に用途を任されている経費のこと。当該校ではP T A活動協力費と称している。

※4 下郷基金

学校で取り扱う公金以外の現金のうち、「学校納入金（本来保護者が直接支払うべき費用を学校で徴収し一括して支払うことにしているもの）」「その他の団体（P T A等）の会計」のどちらにも該当しない現金。当該校では下郷基金と称しており、地域から受け取る祝金等がある。

※5 前渡金

公金のうち、支出の特例として規則で定められた経費について、職員が現金払いを行うための資金。各年度、四半期ごとに各学校に必要見込額が交付され、各学校において管理される。